

知る・見る・考える  
八幡市民の  
交流紙

# きずな

Vol.7

発行元：NPO法人22世紀  
八幡ルネッサンス協会  
八幡市八幡高畑 10-76  
TEL・FAX 075-981-6505  
発行：年4回

## ◆ 目次 ◆

|             |      |
|-------------|------|
| 八幡に活きる      | … 1  |
| 八幡エコロジー     | … 2  |
| 宗教と社会       | … 3  |
| 創作彫刻        | … 4  |
| 木津川を知ろう！    | … 5  |
| 大谷川清掃物語     | … 6  |
| 八幡の芸能       | … 7  |
| 八幡 俳句歳時記    | … 8  |
| 文学でたどる八幡の歴史 | … 9  |
| 少年犯罪と少年法    | … 10 |
| 政治のはなし      | … 11 |
| 編集後記        | … 12 |

## 八幡に 活きる

### 一粒の茶の実を蒔いて 60有余年



福井 忠雄

昭和2年（1927）、綴喜郡都々城村上奈良に生まれました。一人っ子でした。昭和9年、都々城尋常小学校に入学。校舎は上津屋の石田神社に隣接する四季彩館の辺りにありました。なお、都々城小学校は、昭和50年（1975）に有智郷小学校と合併し、有都小学校になり現在に至ります。小学校に入学した年の秋、第一室戸台風が京阪神方面を襲い、小学校では渡り廊下を覆っていた屋根が吹っ飛

んだことを憶えています。だんだん軍色が強まる時代で、ある時、軍用機が上空を旋回し、通信筒を落としました。この川は何かと尋ねているとこのことで、高等科の生徒が校庭に石灰で「木津川」と描きました。飛行機は立ち去り、数日後、同じ飛行機が私たちの小学校周辺を低空飛行してくれました。お礼の気持ちなのでしょう。

昭和17年（1942）、小学校を卒業した私は、京都府立木津農学校（現在の木津高等学校）に入学し、茶業科で学びました。当時、府立農学校で茶業科があるのは木津だけでした。茶業の他に果樹や養蚕についても学びました。3年生になった時、予科練に志願するよう強く指導されました。それは強制志願に等しいものです。両親は、一人っ子なので「外してくれ！」と嘆願しました。戦地に行けば農業ができなくなるのは目に見えています。私は、国への「忠」と親への「孝」のはざまで悩んだものです。

状が来ました。そして、伏見第37歩兵部隊に所属します。ところが、部隊には食糧もない有様。すでに沖繩が陥落し、敗色が濃厚な時期です。戦争で負けるなど口にできない時期でしたが、誰もが敗戦を覚悟していたと思います。相模湾の防衛に就くことが告げられていましたが、8月15日を迎えました。9月ごろやっと除隊になりましたが、その際、「捲土重来を期し、米英を倒す」などと作文に書かせられたことを憶えています。

家に帰ってからは、米作りの傍ら梨作りに励みました。当時、上奈良・下奈良合せて25軒ほどの農家が梨を栽培していました。銘柄は「長十郎」で9月に収穫して出荷します。自転車の荷台に積んで行商もしましたが、実入りは少ないものでした。昭和25年に結婚。妻が茶作り農家で育ったこともあり、荒れ地に茶を植え始めました。昭和36年の9月の第二室戸台風で、梨は大被害を受けました。また、梨より茶の方の収入が大きいこともあって、梨から茶の栽培に切り替えたのです。但し、耕作

地の確保、資金調達に苦労させられました。堆肥を使い肥沃な土地にすること、黒い覆いを掛けて良質な茶葉に育てることも大事な仕事です。

茶摘みは、5月10日頃から月末までに行います。50〜60人程の人手は、男山団地のご婦人や近在の方々を送迎バスで送り迎えすることで行くりしていますが、高齢化もあり人材確保はなかなか大変です。摘んだお茶は、蒸す、揉む、乾かす等の工程に入ります。その工程や手間の違いで、「玉露」「かぶせ茶」「煎茶」「碾茶」と呼ばれるお茶ができあがるのです。それらは上津屋にある製茶工場で行うのですが、私が65歳の時、息子に経営を任せ、平成18年（2006）に自前の製茶工場を持ちました。「福翠園」の商標で小売をしたのは昭和40年からです。男山や枚方に新店を持ち、現在はスーパーパーミヤで常設店を構えております。

一粒のお茶の実を蒔いて60有余年。米寿も過ぎましたが、命ある限り、お茶の仕事に携わっていきたいと考えています。

# 八幡 エコロジー ⑥

## 男山の太陽光発電

建設反対！

石野 喜幸

守ろう

男山の歴史的で

豊かな自然環境を！

早急に

男山に山林開発

禁止条例の制定を！

現在進められようとしている男山への太陽光発電設置は男山の景観破壊、自然破壊を招き、土砂災害による人命・財産の損失が予想されるものである。1990年代、男山に大規模な墓地造成が計画され、造成の途中で中止になった経緯がある。今回の太陽光発電計画はそれ以来である。

### ●これまでの経過

今回の太陽光発電は、2018年地主説明会で八幡大谷地区の山林に5haを造成して2・3メガワットを発電するものである。

その後、同年12月20日に、0・95haに縮小した計画を八幡市環境経済部に届け出た。規模の大小に関わ

らず、男山での太陽光発電は言語道断と言わざるをえない。これを許せば、波状的に広がるのが予想されるからだ。

### ●反対する理由その1

太陽光発電が計画されている八幡大谷の地域は、2018年八幡市配布の防災バザードマップによると、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）であり、また砂防区域で、過去に幾度か災害に見舞われた地域である。自然を破壊して行う自然エネルギーたる太陽光発電設置は本末転倒も甚だしいと言わざるをえない。

### ●反対する理由その2

石清水八幡宮が存在する男山地域は京都府歴史的・自然環境地域第一号に指定されている。これまでの男山の森は、八幡市のみどりの条例（1991年（平成3）制定）などにより開発に歯止めがかかってきたが、今回太陽光発電の設置を許可すれば、現在、男山での宗教法人石清水八幡宮、神応寺、八幡市の所有地である男山レクリエーションセンター以外は民間私有地であるため一気に開発が進み、豊かな男山はハゲ山になりかねない。

### ●男山はこんな山

男山は淀川を挟んで天王山と対峙し、大阪から京都へ通じる要衝であった、平安時代前期（859年）山上に石清水八幡宮が創建され、現在は国宝となっている。

男山は八幡宮と一体となって広く尊崇され、神の山とも言われたりしている。一方、八幡市において男山は、三川合流の宇治川、木津川、桂川とともに歴史的・文化的な宝の山でもある。市民にとっても憩いの場で、天然林もあちこち見られ、多くの植物種が生育し、多種の小鳥の姿やさえずりがあちらこちらから聞こえている。市民の里山で、人と自然との共生の場として多くの観光客も訪れている。

### ●男山開発の歴史的経緯

八幡周辺の山、丘陵の開発が始まったのは、1960年代（昭和30年代）、橋本の遊郭の灯が消えた頃からで、京阪電鉄橋本駅山側、現在の希望ヶ丘、栗ヶ谷、狩尾地域で宅地造成が始まった。その結果、地域の氏神さまとして崇められていた、石清水八幡宮の摂末社である狩尾神社が人々からプリン山と言われる社だけ残る無惨な姿になりはてた。

その後、日本は高度経済成長期に入り、京都と大阪の2大都市の中間にある八幡市は、郊外への住宅波及でベッドタウンの機能を果たしていった。

男山丘陵は1969年（昭和44）11月、当時の日本住宅公団により造成工事が始まり、185・64haの住宅開発がスタートした。その後、電鉄会社などの住宅建設が一気に進み、国道1号線の洞ヶ峠から国宝・石清水八幡宮のある現在の八幡市周辺までの緑の山並は、橋本狩尾神社付近からの山林と森だけになった。

これ以上の自然破壊、森林破壊を止めさせるには、市民と行政が協力して、山林開発禁止条例の制定が急務である。



→現在の男山（航空写真）

# 宗教と社会

4

浄泉寺住職 大原光夫

「目には目を・・・」の次は「ラマダン」について、お話ししたいと思います。

報道されています日本語は「断食」と翻訳されています。約1カ月行われます。戒律を緩めてきているトルコのアリビー派は、これを10日くらいに簡略化しようと呼びかけています。

さて、ムスリム（イスラム教徒）にラマダンについて聞いてみますと「ラマダンが待ち遠しくてならない」と言います。

日本人は、「断食がなんで待ち遠しいのだろうか」と首をかしげます。なかには、「ダイエット志向か、貧しさ対策なのか」と思いを巡らす人もいます。どうやら誤解は「断食」という翻訳にあるようです。勿論、ラマダンでは「太陽が昇っている間は食事をしない」ことになっていますので、「断食」は部分的には当たっています。

神戸のモスクに行きますと、ラマダンの期間は太陽が沈んでから食事をするというので、午後

3時を過ぎますと、夕食の準備で料理のいい匂いがモスクの中を漂います。

大相撲の力士でイスラム教徒がいました（大砂嵐）。夏場所でしたか、ちょうどラマダンの時期に夏場所が重なりました。戒律は守られていたようです。成績も良かったような記憶があります。

それでは、ムスリムが心に描いているラマダンとはどんなものなのでしょうか。しかも、「待ち遠しい」ものとは。

イスラム教徒はラマダンについてこう語ります。「私は、この1年間、この口で人を騙したり、人の悪口をたくさん言ってきた。ひどい言葉も浴びせてきた。贅沢なものも食べてきた。そして、大事なことを見て見ぬふりをしたり、悪いものを見たりしてきた。贅沢なものも見てきた。さらに、良くない相談にも耳を傾けたりして、悪いことをいっぱい聞いてきた。このことによって、私の心は真っ黒に汚れてしまった。その心を真っ白にしたい。そして、新たな一年をスタートさせたい。だから、待ち遠しい」のだと。

ために、目・耳・口から入る良からぬものを遮断する宗教的作法（修行）といえは理解していただけるかもしれません。

ですから、「断食」は食に対する戒律ではなく、「心の汚れを取り払う」ための戒律であるわけです。日本でも、「一年の計は元旦にあり」と新鮮な心で新年を迎える。そして、新たな年を静かに展望するひと時を過ごします。意味合いは、このことと類似しています。

「断食」と一口で言ってしまうと、ラマダンを余りにも狭く理解してしまう危険性があるように思います。

実は、このラマダンによく似たものが仏教にもあります。それは「八斎戒（はっさいかい）」と云います。仏教には「五戒」と云うものがあります。殺さない（不殺生）、盗みをしていない（不偷盗）、嘘を吐かない・・・などですが、この五戒は主に僧侶が日常守るべき戒律（修行）です。それに三つの戒律が加えられ「八斎戒」となります。

この三つとは、①正午以降は食事をしない。②歌舞音曲を見たり聞いたりせず、着飾ったり、化粧・香水などで身を飾るなど贅沢を

い。③天蓋付きで足の高いベッドで休まない（粗末な寝具で寝ない）です。この三つは一般市民も守りながら、共に過ごす日として呼びかけられました。

これが、ひと月に6回（8日・14日・15日・23日・29日・30日）ありました。

古くから、京都では八斎戒が町衆に行き渡っていた時代がありました。この6回の日を「六斎日」とも名付けられていました。

京都の人々は「六斎日」ごとに、慎ましやかに過ごすための三つの戒律を守り、人生の行き過ぎた暮らしをセーブしていたのです。勿論、心の安定を保ち続ける大切な営みであったことは言うまでもありません。日本では、いつのまにか消えてしまった文化ではありますが、イスラムの「ラマダン」の精神とどこかで共通するものがあるように思います。



# 創作彫刻

― 仏教の教えを彫刻に

3

加藤 錠治

重み



我々が住む地球は大変重いものである。この重い地球を支えるには異なった宗教を理解し合い、お互いに尊重することから始まると思っている。日本人にとって馴染みのある代表的な宗教として仏教とキリスト教を選び、重い地球を平等に支えている様子を現したものである。キリスト教の力持ちとしてサムスンを選んだ。ライオンを素手で引き裂く怪力の士師で、ペリシテ人の神殿を柱もろとも押し倒したと旧約聖書にある。この怪力を平和に役立ててほしい願いだ。仏教で力持ちと言えば仁王像、金剛力士である。信念を持って悪の門を閉ざし、罪悪を遮断して

世界平和に貢献してほしいという願いを込めている。

楠をいかに丸く彫るかということと、世界地図をできるだけ正確に表すかに苦勞した作品である。

白燈明



自燈明は、お釈迦様の一番弟子であるアーナンダへの遺言と言われている。「他人に頼るな。自分をより処にせよ。この世では助けてくれるものはいないので、自分自身がしっかりしていないと暮らしていけない」という、現在でも通用する貴重な教えである。

燈明を必要としない現代生活においては、日頃忘れがちな燈明を思い起こすものとして、燈明の炎の中には釈迦苦行座像が御坐座すという思いで製作した。お釈迦様の最後の大切な教えである「自燈明」は仏教精

神の根本と言われている。

燈明の炎は、本当の炎のように光がゆらぐ電球を使つて燈明らしくしている。

広長舌



仏には身体特徴として三十二相が備わっている。その一つの「広長舌相」を取り上げてみた。仏は、口から出すと顔を覆うことができるほどに長くて広い舌を持っているから、弁舌さわやかに説教ができるといわれている。現在では広長舌を転じて「長広舌」として知られているが、饒舌に長々としゃべり立てることに使われている。広長舌はありがたいものであるが、長広舌になると迷惑な話となり、両極端の教えとして広長舌を仏像彫刻に取り上げてみた。

インドでは細くて長い舌が優れた人物の特徴の一つになっていたと言われていること、及び菩薩のお顔の

負担を少しでも少なくするため、舌の幅は抑えて長さだけを強調してみた。それでも菩薩に少し違和感を与えている。

心に投影



仏像を目で認識するということは、その人の胸の中、即ち心に影像として仏を刻み込むことと思っている。心に影のように仏が映し出されたならば、仏の教えを取り入れやすくなり、心穏やかにこの世を送ることができるのではないかと考えた作品である。

このような思いで、後方に板で形取った座像を立て、その胸に仏の影を映し出した作品である。白衣観音像を投影した。

# 木津川を 知ろう！

## 木津川の植物

やましろ里山の会

伊藤千恵子

木津川の堤防は他の河川などとは違い、砂堤防だと言われています。砂は多くの水分を含まないため、植物の成長に必要な養分もたまりにくいこと、それに国交省により堤防を守るため定期的に草刈りがされていることで、背の高い強い植物のみで覆われることはなく、多種多様な植物が生育でき、私達里山の会の数年前の調査で、加茂の恭仁大橋から八幡の三川合流地点までに917種の植物が確認されています。これは京都府全域の植物数の25%にあたります。



レンリソウ



カワラナデシコ



タヌキマメ



アマナ



アサザ



オオバクサフジ



ミヤコグサ

この中には京都府のレッドデータブックに載っている絶滅危惧種も沢山あります。木津川では、絶滅寸前種8種、絶滅危惧種11種、準絶滅危惧種8種の合計27種が確認されています。この中で絶滅種として42年間見つかっていなかったレンリソウは2007年に発見され、絶滅寸前種になっています。絶滅寸前種ではレンリソウのほか、アサザ、フナバラソウ、マキエハギ、イヌハギ、オオバクサフジ、タコノアシなどがあり、絶滅危惧種ではカワラサイコ、スズサイコ、タヌキマメなど、とても魅力的な花もあります。危惧種になっていませんが、カワラナデシコ、ミヤコグサなど、とても美しい可愛い花も多いのです。

しかし、近年、外来植物の侵入が著しいこと、そのうえ最近の気象変化により、大雨などで水害が起ることが懸念され、特に砂堤防の木津川では堤防改修工事があるちこちで行われ、堤防の土が入れ替えられることで、細々と生き残っていた在来の植物もどんどん減ってきています。これは、外来植物の繁殖力が非常に強く、いったん侵入すると、どんどん増えていくからなのです。今まで普通に堤防で見られていた在来種は外来種にとって代わられ、危機的な状況です。

八幡の三川合流域では、春には背割り堤の桜が人気ですが、桜の時期より少し前、3月末にはアマナという可愛い花が咲きます。アマナはチューリップの仲間です。春を告げる花だと言われています。絶滅危惧種には定められていませんが貴重な花です。それから八幡宮のお庭の池にアサザという花が咲きます。これは絶滅寸前種に指定されています。アサザは木津川に流れ込んでいる近隣の川に自生しているのを発見し、保護され、守られているようです。6月頃から8月頃までハスが咲く池にスイレンと一緒に見られます。





猪飼 康夫

京都工芸繊維大学に入学が決定した時、「謡には良き仲間ができ、将来大いに役立つ」と父から勧められ、あまり興味はなかったのですが、ある先生について謡曲と仕舞を習い始めました。

初めて習った謡曲は「橋弁慶」でした。観世左近(廿四世)の「橋弁慶」のレコードを見つけ購入、毎日聞くうち発声と節回しに魅力を感じるようになってきました。しばらくして、大学の謡曲部(部活)に入部、顧問の分林弘一先生のご指導を受けるようになりしました。卒業後は弘一先生主宰の真謡会に入会しました。

ソニーからウォークマン(小型録音機)が売り出されると、早速購入してNHK放送の観世流謡曲を録音し、出張時には列車の中やビジネスホテルにいても聴くようになりました。録音カセットは、数多く残っており、今も参考にしています。

転勤が多く、勤務地が東京、名古屋と変わる度に師匠も変わりました。最後に大阪本社に戻り、大江又三郎

先生のご指導を受けるようになりしました。大江能楽堂では、能楽のご指導も受け、厳島神社桃花祭御神能に出演させていただきました。

御神能は、毎年4月16日から3日間、桃花祭の行事として、海上に設営された能舞台で、能楽(喜多流、観世流)狂言(大蔵流)が演じられます。この行事は、江戸時代から続いている歴史的な催しなのです。

数年にわたって体験したお役は、「花月」の地謡・鶴亀ツレ(亀)・養老ツレ・小袖曾我ツレ(五郎)・賀茂「シテ・忠度」シテ・翁「千歳・賀茂」ツレです。出演前夜は宮島の旅館に泊まり、翌朝に大江先生とシテ・ツレの共演者と共にご本殿にお参りしてお祓いを受けました。



→「賀茂」シテ  
(厳島神社能舞台)

厳島の能舞台は、楽屋では装束の手直しなどされている女性の姿が見られますが、橋掛りや本舞台には女性が見えづらく、あやまって舞台を踏み外して海上に転落する恐れがあります。

大相撲の土俵と同様、昔は全ての能舞台が女人禁制であったと聞いています。現在は、男性よりも女性の出演者の方が多く、女性の出演が無ければ能舞台の維持が難しくなってしまうことでしょう。女人禁制を厳守されているのは、今では厳島神社の能舞台だけではないかと思っています。

また、厳島神社の能舞台が、他の能舞台と大きく異なるところは、海上に設けられている点です。見所(観客席)は、演能時に回廊から舞台の方に張り出して仮設されます。舞台と見所の間は海で、引き潮の時は蟹が砂の穴から出入りし、鹿がのんびり歩いている姿も見られます。満潮時には、海水が舞台の床近くまで上がってきて、周辺は別世界のような雰囲気醸し出されます。

どの能舞台にも正面に階(きざし)が常設されていますが、ここには、それがありません。階は演能に使用しませんが、無くても良いように思われますが、舞台上で演ずる側には、無くては不便なのです。舞台上から見える階の二つの突起が舞台の端の目印として重要な役目を果たしているのです。能面を付けると視野が狭くなり舞台の端が見えづらく、あやまって舞台を踏み外して海上に転落する恐れがあるのです。

あるので。

ここで、能面のお話をいたします。なかには能面を付けない直面(ひためん)の曲もありますが、ほとんどの曲ではシテやツレ役は、能面を使います。能面(オモテと呼ばれています)をつける時には、裏面に面あてというクッションを貼り、顔面から少し浮かせて耳穴に通した紐で縛り付けます。小さな目穴からのぞき見ると、視野がいつも狭くなります。また能面によっては、一方の目穴を効き目に当てる、他方がずれて遠近感がよく掴めません。

助けとなるのは、視線を下にする隙間からかろうじて足元が見えることです。階の二つの突起が見えれば、舞台の端の見当がつかますが、これがないと舞台から転落する危険を感じます。怖がって小さく舞うと迫力に欠けてしまいます。これに対応するには、稽古を重ねて、歩幅と歩数の感覚で補うしかありません。

↓「小袖曾我」杯  
を受ける五郎



# 八幡俳句歳時記 3

芭蕉さん―奮闘努力のひと

小笠原信

俳句愛好家のぼくは、芭蕉さんが大好きだ。

皆さんもご存知の松尾芭蕉さんは、江戸時代の元禄期に活躍した俳人(當時は俳諧師と言った)で、沢山の連句(正確には歌仙集)、976句の俳句(発句)、俳句を入れ込んだ紀行文集を作って弟子たちを育てた。

芭蕉さんの俳句の中で、好きな句は50も60もある。自分流に、「芭蕉秀句二十選」などを作って楽しんでいる。なかでも特に好きな句は(前号でも挙げた)次の六句だ。

〈閑さや 岩にしみる 蟬の声〉  
 〈夏草や 兵どもが 夢のあと〉  
 〈古池や 蛙とびこむ 水の音〉  
 〈塚も動け 我が泣く声は 秋の風〉  
 〈猿を聞く 捨子に秋の 風いかに〉

眺めて改めて気づいたのは、芭蕉さんの秀句に切れ字「や」を使った句が多いこと。弟子土芳が師の教えをまとめた『三冊子』にも「切字な

くては発句にあらず」などと強調している。ぼくの選んだベスト3は、3句とも上五「や」で切れて、俳句の作る空間を大きく拡げている。

芭蕉は五七五の途中のどこかで切って、季題・季語(季節の句材)と別種の景物・事柄と「取り合わせる」(二句一章とも言ふ)ことも強く打ち出した。確かに二句一章の取り合わせになっているが、しかし内容的には一句一章的だなぁとぼくは考える。どうでしょうか？

面白いことに、「連句は自分の方が名人だが、発句は弟子の方に上手な者が多い」などと語ったりしている(『宇陀法師』)。なお、連句とは長句と呼ばれる五七五と、短句の七七の、参加者による連続した交互詠みのこと。ついでながら、芭蕉さんは、連句から五七五を独立させ、発句(當時は俳諧、子規以降俳句)という新ジャンルの師匠といえる。

前号、前々号のこの欄では、八幡に句碑のある蕪村を取り上げさせてもらった。その蕪村は、会ったことのない芭蕉さんを敬慕してやまなかった。最高の敬慕は、芭蕉さんの有名な紀行文集『奥の細道』への讃歌とも言える『奥の細道絵巻』や『奥の細道図』に表れている。

現実の旅は苦労が大半だったと推定されるが、彼は芭蕉さんや随行者の曾良を明るく楽しく飄々と描いている。その表情や仕草かたちは、俳句の師匠への敬慕がなければ描けない。蕪村は「あゝ会いたい！見たい！」と何百回も想ったことだろう。

師の芭蕉さんも、京と浪華の行き来に何度も木津川、淀川を上り下りしたり、街道を通ったりしたに違いない。山崎側を通って男山を眺めただろうが、蕪村のように俳句を遺していないのが残念だ。浪華大坂でへ旅に病んで 夢は枯野を かけ廻るの辞世を残して最期を迎え(元禄7年旧暦10月12日)、その遺骸は淀川を伏見まで上って、膳所の義仲寺に運ばれた。享年51。

さて、芭蕉さんは何故ぼくを引き付けるのだろう。野球の投手に例えると、蕪村がコントロール重視の軟投派であるのに対し、芭蕉さんは直球主体の本格派のイメージだ。また、「奮闘努力の人」である。その甲斐あって、フーテンの寅さんと違い、偉大な俳諧革新を成し遂げた。

しかし、芭蕉さんの努力は、かの夏目漱石のように鬱や神経症に悩まされたり、苦悶懊悩して胃潰瘍になって血を吐いたりはない。蕪村が描

いた芭蕉像のせいかもしれないが、怒るときには怒るが、いつも平常心で居ようとした人のように思われる。芭蕉さんがやった俳諧革新のもう一つの重点は、(長谷川權流ですが)句の内容に、「心情・情緒」を入れ込んだことだろう。単に景色や物や季節を詠むだけでなく、「心持ち」(主観・感覚)を入れ込んだことだ。冒頭の句でも、「閑さ」「兵の夢」「我が泣く声」「捨子の泣く声」などが、この「心持ち」である。これが、前号で書いた「主観写生」の実践である。

芭蕉さんが素晴らしいのは、自ら唱えたことを自ら率先して実践し、弟子達に伝えたことである。その師弟愛のあふれた現場に、立ち合ってみたい！と常に夢想している。



# 文学でたどる 八幡の歴史

第7回

新月やいつを昔の男山 最終回

土井 二郎

## ■長濱尚次の歴史認識を巡って

これまで女郎花塚と頼風塚をめぐって謡本や地誌、実際に存在する2つの塚の在処をお話してきましたが、最後に、八幡の地誌としては、これほど詳細で学術的な裏付けをもったものはないといわれる『男山考古録』（1467年刊）の記述を取り上げたいと思います。石清水八幡宮社務所が昭和35年（1980）に発行した翻刻版のうち、「頼風塚」「女郎花塚」「男塚」は第14巻に記載されています。女郎花塚は省略して、頼風塚と男塚に関する記述を紹介してみよう。

「頼風塚―山本町道の南側也、民家の南裏にあり、八幡名所記には、小野家町鍛冶何某裏頼風塚在り、甚誤レリ、此所は彼家宅旧跡也、墓地に非ず者云々、大道よりハ十五間許南に一小石塔婆あり、文字など見えず、其傍一丈餘四面に芦生茂れり、里俗片葉の芦と称して、女郎花片思ひの

事に寄せて奇とす、（中略）此頼風が塚なりといへども、古史にさる人見えず、又小野家系譜にも無し、又女郎花と云る女に通へる事をいへるは、元古今和歌集の序文に、男山に女郎花の一時をくねる云々と書るを採ての作物語なり（後略）」

「男塚―四手原村道の南、志水大道よりは西に在て、今松大木一本あり、寛保三年注進記には、小野頼風墓ともいふと書たり、女郎花塚に對していう、こも誰人の塚にや、不詳」

一読して、これまでの地誌類と既述のスタイルがまるで違うことがわかると思います。「甚だ誤レリ」、「……といへども、古史にさる人見えず」、「作物語なり」、「誰人の塚にや、不詳」。それらは、自信たつぷりな論断というべきです。

また、実証的であるということです。

「八幡名所記」や「藻塩草」「古今和歌集序文」「注進記」など、出典を明らかにして論評しているのです。決して自説をこり押ししているのではありません。

このような叙述は、著者である長濱尚次の個性に属するものとも言えますが、石清水八幡宮の宮大工としての自覚と自負の念の高さを示して

いるとも言えます。同時に、時代の趨勢に影響されているということでもあります。

江戸時代後期から幕末期に勃興する国学からの強い影響にあったと見るべきです。ことに、極端なまでの廃仏思想は、これまでにないものです。鎌倉期にできた「古今和歌集序聞書」の世界とは正反対といってもよいでしょう。一方は、崇仏的で里俗にいわば迎合するような態度に對し、『考古録』の著者は、廃仏的で里俗をむしろ排斥するような実証主義の立場なのです。

私は、尚次の学問的な態度に随分影響されました。学問的な方法を学んだといってもよいでしょう。

平安時代初期に成立した「古今和歌集」の序文、鎌倉期に出た古今集の序文の註釈書、もちろん室町時代の謡曲「女郎花」、そして連歌用語辞典である「藻塩草」の存在、江戸時代に刊行された地誌や古地図の数々。それらに目を通すことが「女郎花」の物語と、それに関連する石碑を検討するうえでどれだけ役立ったことでしょうか。

ただし、だからといって私は尚次の学問的な立場に全て賛同するものではありません。尚次の実証的な態

度は大いに学びたい。だが、彼の思考には、ある重要な視点が欠けていることを指摘しなければなりません。それは、歴史と文学をつなぐ視点です。

「作物語」だからといってそれを否定し、評価しないということではなく、誰が、何故に、その物語を紡ぎ、今日まで伝えてきたのか。或いはそれを受容してきたのか。そのことに、時代のどんな精神が反映しているのか。それらを考察することが、すぐれて学問的な態度だと思ふのです。

今回、「新月やいつを昔の男山」と題して、女郎花と頼風の物語の発生の謂れや2つの石塔をめぐる地誌等の紹介をしてきました。連載を終えるにあたり、八幡のいにしえの人々が男塚・女塚をいかに大切にしていたのか、そして、それが今日につながっていることを銘記したいと思います。まさしく八幡の誇るべき歴史・文化の一つであるのです。



↑八幡今田にある  
「頼風塚」

## 少年犯罪と少年法 ⑤

少年法適用年齢引き下げ議論  
における一般的誤解について

播磨義昭

少年法適用年齢を引き下げ、選挙権年齢と少年法適用を同一年齢にすべきだという議論は、極めてわかりやすく、強力な説得力を持つ議論です。

「3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われている」にも書きましたが、日本における犯罪件数が少ない要因の一つとして、龍谷大学の浜井浩一教授が『犯罪をどう防ぐのか』に「少年非行が成人犯罪につながらないことが、日本の治安の良い理由の一つである」と書いています。

少年法適用年齢の上限を20歳とする、現行少年法の果たす役割が大きいことを考えると、少年法適用年齢を18歳に引き下げることが、将来の日本における犯罪を増加させる恐れが大きいことから、少年法適用年齢引き下げ議論に反対せざるを得ません。

少年院在院者は年少少年（15歳～16歳）・中間少年（17歳～18歳）・年長少年（19歳～20歳）に区分されて

いますが、少年法適用年齢が引き下げられると、年長少年が少年法の対象外になります。

年少少年・中間少年・年長少年の3区分から考えると、年長少年は3分の1のようですが、平成28年の少年院入所者の年齢層別構成比は、年長少年（47・6%）が最も高く、次いで、中間少年（37・7%）、年少少年（14・7%）となっています。

少年院入所者における年少少年・中間少年・年長少年の比率は毎年変わりますが、年長少年が入所者の約半分を占める傾向がこのまま続くとする、少年院入所者の半数の少年に少年法が適用されないことになりま

す。

少年法適用年齢が18歳に引き下げられると、少年法適用外となる年長少年はどのような罰を受けることになるのでしょうか。

法学部出身の複数の友人に「少年法適用年齢引き下げると何が変わるのか」と聞いたところ、全員が「厳罰化」になると答えました。

続いて「厳罰化が意味するものは何か」と聞くと、「少年法の適用により成人並みの刑罰が適用される」「懲役2年の刑が4年になる」と答えました。

「懲役2年の懲役刑が4年になる」という回答は、3年以下の懲役判決でなければ執行猶予がつかないことを考えてのことのようです。

友人達の回答は間違いではありませんが、彼等の回答には大きな見落としがあります。

過去の例から考えると、少年法適用外となる年長少年の大半は、微罪処分・罰金刑で処理されることが想定されます。

微罪処分というのは、犯罪をなした成人の事件を警察に送致することなく、刑事手続を警察段階で終了させることで、検察に送致しませんでしたら刑罰を受けることはなく、警察で叱られるだけです。

警察で叱られれば少しは反省するかもしれませんが、警察で叱られるだけで更生ができるほど非行少年の更生は簡単なことではありません。

「約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われている」にも書きましたが、検挙された非行少年のうちの約10%の少年が少年鑑別所に送致され、そのうちの約30%の少年が少年院送致になりますので、少年院送致となる者は非行少年全体の約3%です。

犯罪少年のエリートともいわれる

少年院送致となる年長少年の大半が微罪処分・罰金刑で終わってしまい、矯正教育を受ける機会をなくしてしまうことになります。

サイコパスという「他人の痛みを感じることがない」犯罪者の存在が話題になることがあります。サイコパスの脳には、側頭葉内側の奥に存在する「扁桃体」に異常があることが明らかにになったことから、遺伝による影響が大きいと考えられています。サイコパスの遺伝子を受け継いでいても、生育環境が良好であれば犯罪者にはならないケースが多い、という意見が主流になっています。

家庭裁判所も少年更生における家庭環境を重視していますので、非行事実が同程度であっても、家庭裁判所が家庭環境を良好と判断したときは保護観察処分になり、家庭環境が不良と判断したときは少年院送致になるということです。



## 政治の話

しまししょう

第7回

## 「天皇の代替わり」

を考える(その3)

日本キリスト教団牧師

千葉宣義

私は、本紙第5号(2018・10・

15発行)で、今回の「天皇代替わり」

に至った経緯について、また、第6号(2019・1・15発行)では、

高齢化した天皇が、その多岐にわたる諸活動が続けることが困難となったという、その諸活動について(これらの活動は、いわゆる、天皇の「国事行為」ではなく、憲法に規定のない「公的行為」と名づけられた諸活動)、その賛否両論について若干報告した。今号では、憲法が天皇を「象徴」として位置づけたこと自身から生じる矛盾、疑問、問題について、少し触れてみたい。

## ◆日本国憲法「第1章 天皇」

をめぐって

(1) 日本国憲法(以下「憲法」)は、第1章の1条〜8条に天皇に関する条文を置いている。「主権在民」を謳

う「憲法」が冒頭から「天皇」条項が置かれていることに疑問を呈する人は多い。立憲主義の憲法なら、「この国の主権は、ここに住む住民(これを「国民」とすることは、第10条「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」とあるので、この条文との関係でも、「国民」とは何かが問われてくる)にある」といった、主権者規定がまず重要ではないかという疑問が出されてきた。

(2) 第1条「象徴」としての天皇規定

「憲法」第11条は、すべての「国民」に基本的人権を保障すると詠う。この基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として、「現在及び将来の国民に与えられる」と。しかし、「象徴」とされた天皇は、この基本的人権の埒外に置かれていないか。ある識者は、今回の天皇の高齢化に伴う衰えを理由にした「退位」の意向を滲ませた「おことば」は、天皇の新たな「人間宣言」だと受け止め、「人間らしい自然な欲求」だと述べている(『福音と世界』2017年8月号、上村静の論文)。しかし、この人として当然の声(叫び)や、「憲法」第13条が保障する「生命、自由及び幸福追求」に対する権利など、天皇

においても当然尊重されてしかるべきだ、と述べている。しかし、天皇が「象徴」と規定されることで、この人権尊重条文の埒外に置かれてしまふということは、天皇の責任以上に「憲法」そのものの矛盾だと言えるよう。

(3) 第2条「世襲」について

第2条は、「皇位は世襲」であること、また、「皇室典範」の定めによって継承すると述べている。「典範」第1条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とある。しかし、「憲法」第14条は「すべての国民は、法の下に平等」と謳い、「人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と述べている。他方、先の第1条では、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」としている。皇位は、「国民の総意に基く」は空文化され、第14条が禁じる「差別」が、天皇の継承においては、当然視されることの問題がある。

(4) 「国事行為」と「公的行為」(第4条、第6条、第7条)

「憲法」第3条は、天皇の行為はすべて「内閣の助言と承認」が必要であること、その責任は内閣が負う。

また、第4条では、「天皇はこの憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」とある。そのうえで、第6条、総理大臣・最高裁長官等の任命、第7条で10項目に及ぶ「国事行為」を規定している。これら全ては、内閣の「助言と承認」を必要とする。しかし、第6号でも述べたように、「憲法」には規定されていない「公的行為」といわれる天皇の振舞いは多岐にわたっている。天皇が高齢化によって活動の継承が困難になってきたという行為とは、「皇室外交」と言われる外国訪問(外国では、しばしば「元首」として待遇)、戦地への慰霊の旅、被災地訪問、そして、戦後的「巡幸」といわれる「国体・植樹祭・海づくり大会」参加のため開催地の訪問等(これらはほとんど皇后も同行)で、政府はこれら全てを、天皇の「公的行為」と位置付ける。天皇は、先の「おことば」で、これらを「象徴天皇としての務め」としている。これらの行動は「違憲」であると指摘する憲法学者も少なくない。

(5) 第99条との関係(「憲法」の尊重・擁護義務)

第99条は、天皇をはじめとして、大臣、国会議員、裁判官、その他へ

✓の公務員が、この「憲法」を尊重し、擁護する義務を負うことを謳う。これは、立憲主義に立つ「憲法」の重要な条文と言えるが、天皇は「おことば」で「憲法で象徴と位置づけられた天皇の、望ましい在り方を日々模索してきた」と述べている。この天皇の第99条の尊重姿勢に対比して、今の安倍内閣の第99条軽視の姿勢が批判的に論じられている。自民党が2012年4月に公表した「日本国憲法改正草案」では、天皇を「元首」とし、99条は、102条とされ、この憲法の尊重・擁護義務は第一義的には「国民」としている。即ち「全ての国民は、この憲法を尊重しななければならない」と、そして第2項で天皇を除く公務員全ての擁護義務（尊重を削除する）を述べるといった改訂を行っている。この「改正草案」は、立憲主義を否定し、憲法は、為政者よりも「国民」が護るべきものとしている。

2019年3月19日 記

◆協賛金のご協力をお願いします◆

## 編集後記

「きずな」第7号をお届けします。巻頭の「八幡に生きる」では福翠園の福井忠雄さんに登場して頂き、90年にわたる生涯をお話していただきました。子どもの頃から青年までの戦争の体験、梨作りから始めて茶業に切り換えたことなど、興味深い体験をお聞きするとともに、その温かい人柄に触れたものです。猪飼康夫さんには謡曲と仕舞のお話を綴っていただきました。古典芸能は、やはり人を通じて伝えられるもの。その蘊蓄に学びたいものです。

やましろ里山の会の伊藤千恵子さんには、木津川の河川敷という特殊な環境にあつて、草花が根付き毎年芽を出す姿を綴っていただきました。その行間からは、筆者の草花に寄せる深い愛情が伝わってきます。

.....

「きずな」は第7号を発行するまでになりました。12頁立てがすっかり定着し、八幡の地に足を着けて活躍

する方々を紹介し、政治や法律の話では、「憲法と天皇代替わり」、「少年非行と少年法」の問題を語っていただきました。「宗教と社会」ではイスラム教とイスラム社会の実際の「創作彫刻」や「俳句」といった趣味の世界では、自己を研鑽する中で、日々豊かに生きようとする姿を綴っていただいています。

「木津川を知ろう」のシリーズでは、木津川の水質から環境、その中で生きる魚類や草花の話を展開していただきました。

「大谷川清掃物語」では小説の手法で、その10年に及ぶ取り組みや苦闘の歳月を語っていただきました。

男山にソーラーパネルが設置されようとしています。これは、環境や景観、防災の問題をはらんだ喫緊の問題として把握したいものです。

いずれにしても「きずな」は、今を生きる八幡の市民に必要な情報を提供し、「住んでよかった」と思える町づくりや、よりよく生きる人々の営みを伝えるものとして、これからも発行し続けてゆきたいと考えて

います。但し、編集と発行を続けるためには資金が必要であり、そんなことで、昨年、皆様方には賛助金をお願いしました。その結果、15万円に達する浄財が寄せられ、八幡ルネサンス運動に寄せられる寄付金を合わせれば、多額となります。しかし、「きずな」を発行するだけでなく、八幡ルネサンス運動や八幡ルネサンス協会が取り組む事業は多岐にわたっており、そのための資金として有難く運用させてもらっているところですが。

別紙の「賛助金振り込みのお願い」にあります通り、今年度も皆様方からのご協力を切にお願いいたします。よろしく申し上げます。

### 【記事訂正のお報せ】

「きずな」6号の1頁「八幡に生きる」の六丸さんの屋号が間違っていました。

(誤) 渚屋六丸 (正) 渚家六丸  
厚くお詫びするとともに訂正させていただきます。

— 「きずな」編集委員会 —

(郵) 00940-8-196292 NPO法人22世紀八幡ルネサンス協会  
(銀) 京都銀行男山支店 普通預金 4165224 NPO法人22世紀八幡ルネサンス協会